

今川了俊南九州経営代官の再検討

堀川 康史

はじめに

今川了俊は南北朝・室町初期の武将で、一三七〇年から一三九五年までの間、九州探題として活躍した。彼が探題在任中に残した史料は自身の発給文書だけでも五〇〇点以上にのぼり、受給文書や一族・家臣の受給文書を含めればその数は膨大なものとなる。特に彼らの書状は定型的な上位下達文書とは異なり、長文かつ具体的な記述に富んでおり、質・量ともに第一級の史料といえる。⁽¹⁾了俊の九州経営を分析することは、単なる一地方の軍事情勢の復元にとどまらず、南北朝期の人々の思想や息づかいを明らかにすることにもつながるだろう。

今川了俊関係史料がとりわけ濃密に残存するのは南九州の武家文書である。これは、永和元年（一三七五）の少式冬資謀殺（水島の変）後、探題方から離反した島津氏の討伐が了俊にとって重要な課題となったことによる。了俊は南九州に子弟・被官を分遣して国人の勧誘・統率に当たらせるとともに、自らも多くの書状を認め協力を呼びかけたのである。

ところが南九州に残された今川了俊関係史料は、残存史料の豊富さがかえってその整理を困難にしている側面があり、基礎的事実が十分に解明されないままとなっている点が少ない。たとえば近年、了俊の南九州経営代官の一人である慈冬の姓（出自）が従来考えられてきた名和

ではなく、各和であることが谷口雄太氏によって指摘された。⁽²⁾谷口氏の研究は、一門子弟の分遣と彼らに対する統制が了俊の軍事的成功の主な理由に数えられているにもかかわらず、⁽³⁾南九州経営代官についての基礎的検討が不十分である現状を浮き彫りにしたものと⁽⁴⁾いえる。

筆者もまた今川了俊関係史料の分析を進めるなかで、⁽⁴⁾南九州経営の実態をより明らかにしていくためには、今一度こうした基礎的事実を検討しておく必要があると感じるようになった。本稿ではこうした問題意識から、了俊の南九州経営代官のうち、先行研究で特に混乱が見られる三人の人物——慈冬・各和・弾正少弼——について個別に検討したうえで、了俊の南九州経営体制の変化について論じていきたい。

史料の引用にあたっては表掲載の史料については出典を表△×のごとく記した。また、既存の翻刻・年次比定を改めた点も少なくないが、行論に関わるものを除いては一々の異同は示していない。

第一章 慈冬——「各和慈冬」は存在したか

本章では慈冬という人物について検討を加えていきたい。慈冬の発給文書を整理した【表1】からうかがえる通り、慈冬は康暦から永徳年間（一三七〇年代末～八〇年代前半）にかけて、島津奥州家（当時の島津氏は薩摩守護の総州家と、大隅守護にして日向進出を図っていた奥州家

表 1 慈冬発給文書一覧

	年	月日	文書名	宛所	概要	所収	刊本*
1	康暦2年	5月24日	慈冬制札	(日向大慈寺)	狼藉の停止	大慈寺文書	5599**
2	(康暦3年)	正月27日	慈冬書状	(欠)	周防より海賊を率いて下着予定	祢寝文書	6330
3	(永徳元年)	5月27日	慈冬書状	(欠)	志布志攻撃	祢寝文書	5601
4	(永徳元年)	6月14日	慈冬書状	(欠)	志布志攻撃	祢寝文書	5605
5	(永徳元年)	6月14日	慈冬書状	曇庵主禪 ⁷ 方丈	某長老の安全を依頼	祢寝文書	5606
6	(永徳元年)	6月17日	慈冬書状	祢寝殿	志布志・都城の攻撃	祢寝文書	5662
7	(永徳元年)	6月29日	慈冬書状	祢寝右馬助殿	都城攻撃	祢寝文書	5663
8	(永徳元年)	7月25日	慈冬書状	祢寝右馬助殿	都城攻撃	祢寝文書	5667
9	(至徳2年)	8月9日	慈冬書状	渋谷清式五郎殿	渋谷重頼の訴えを取り次ぐ	入来院文書	5921
10	不明	8月17日	慈冬書状	祢寝右馬助殿	葉・馬贈答の礼	祢寝文書	6592

* 刊本欄は瀬野精一郎編『南北朝遺文 九州編』の文書番号（以下同）

** 『南北朝遺文』は写を収め、「某制札写」とする。

の二家に分かれている）の拠点である日向都城・志布志の攻撃に深く関わった人物である。

谷口雄太氏によって慈冬の出自が今川氏庶流の各和氏に訂正されたことは前述したが、依然として残された疑問もある。それは、後世の系図で各和氏の祖とされる了俊の次男貞継との関係である。谷口氏はこの点について「慈冬は遠州各和の在地領主で、貞継はその後継として各和氏に入ったということか」としつつ、一方で「そもそも慈冬という人物と各和という人物を結び付けること自体も検討の要があるかもしれない」と述べている。⁽⁶⁾

慈冬と各和を結びつける根拠もまた曖昧であることを確認したうえで、本稿では次の慈冬書状（表1-5）を彼の出自を検討する際の出発点と位置づけたい。

〔御手洗・葉師御両所 慈冬〕
〔端裏書〕

尚々此長老の事、一向たのみ入候、尚々御両所おたのみ入候、このちやう老、身か法眷にて御坐候、其辺の事たのみ入候、其辺をいひつして候ハ、こなたを御こし候者、公私可然候、尚々御長老探題も御知音にて候、一向たのみ入候、猶々此長老のおせ候事、御意かけられて給候へく候、一向たのみ入存候、尚々憑入候、恐々謹言、

（永徳元年）
六月十四日 慈冬（花押）

曇庵主禪⁷方丈御寺

本史料は探題勢が海賊衆（御手洗・葉師）を動員して志布志攻撃を計画した際の書状である。慈冬は某長老の安全を海賊衆に依頼しているが、ここで注目したいのは慈冬が某長老を「身か法眷」と記す点である。従来重視されていない記述であるが、慈冬は法眷を有する僧侶だと考えるべきではあるまいか。⁽⁸⁾

表2 冬庵主関係史料

	年	月日	文書名	宛所	概要	所収	刊本
1	(応安7年カ)	4月15日	了俊書状	田原下野殿	詳細は冬庵主が語った	入江文書	5092
2	(康暦元年カ)	8月22日	了俊書状	阿蘇大宮司殿	詳細は冬庵主が伝達する	阿蘇文書	5556
3	(永徳元年)	6月2日	了俊書状	祢寝右馬助殿	冬庵主を安芸に遣わす	祢寝文書	5604*
4	(至徳4年)	2月18日	了俊書状	祢寝右馬助殿	鳥津氏討伐のため日向に冬山主を遣わす	祢寝文書	7124
5	不明	12月4日	了俊書状	御領遠江入道殿	詳細は冬庵主が伝達する	詫摩文書	6750

*『南北朝遺文 九州編』に6490（年未詳）・7116（永徳元年）として重複収録されている

了俊の周辺で「冬」の字を有する僧侶といえば、冬庵主（冬山主）と呼ばれた僧侶が思い当たるとする。【表2】に整理した通り、冬庵主は了俊の使僧として各地の武家に赴いただけでなく、南九州経営への関わりも確認される人物であるが、以下の理由から慈冬と同一人物と見られる。

第一に肝付兼家との関係である。永徳元年（一三八一）の鳥津氏攻撃では、大隅祢寝氏を介して薩摩半島南部の旧南朝勢の調略が試みられるが、これに関する一連の慈冬書状には「肝付出羽殿を進候」「肝付出羽殿被越候し間、御談合候へく候」「文牒をも肝付出羽被合候」とある（表1-6、8）。

肝付出羽守兼家は永和三年（一三七七）の南九州国人一揆にも加わった探題方の国人であるが、兼家には冬庵主との関わりも確認される。次の一節は（至徳四年、一三八七）二月十八日付了俊書状（表2-4、全文は第三章に掲出）の一部である。

大隅・薩摩事ハはしめより各和ニ申付候間、日州の事ハ彈正少弼ニ申付候了、近日可入部候也、此仁

国に下着候者、急々可有御現形候、此とし月の御無念定て此時可敷候乎、目出候、そのために肝付出羽守并冬山主をまつつかハし候、これ八面々まつ御用意のためにて候、

傍線部によれば、今川彈正少弼（第三章で考察）の日向南向にあたり「肝付出羽守并冬山主」が「面々まつ御用意のために」遣わされている。本史料に見える肝付兼家と冬庵主の関係は、永徳元年における兼家と慈冬の関係と重なるといえよう。

第二に、水軍動員との関わりである。慈冬は（康暦三年）正月二十七日付書状（表1-2）で、これ以前に南九州から「罷上」り、「周防大内より船をしたて候て海賊等同道候て、近日其堺可罷下候」と祢寝氏に報じている。慈冬が水軍の動員に関わっていることが知られるが、冬庵主についても同様の関わりが確認される。すなわち（永徳元年）六月二日付書状（表2-3）で了俊が祢寝氏に対し、冬庵主を安芸に遣わすので船で送り届けるよう依頼しているのがそれである。この書状のなかで了俊は、大内義弘・満弘兄弟の内訌が一段落したことをうけて「芸州中国などの舟手をも用意」と述べているから、冬庵主の安芸派遣は水軍の動員と関わるものと考えられる。水軍動員への関わりからも慈冬と冬庵主が同一人物である可能性が示唆されるのである。

以上、慈冬が法眷を有する僧侶であり、冬庵主（冬山主）と同一人物と見られることを論じてきた。了俊の九州経営においては、鳥津氏との和平交渉を担った「久庵主」こと隣庵宗久のような僧侶の活躍がしばしば見られるが、慈冬もそのような僧侶の一人だったと考えられるのではないだろうか。「慈冬」という南北朝期の武士としては奇異な名前も、彼が僧侶だとすれば理解しやすい。

翻って慈冬と各和の関係について考えてみると、さきに引用した（至徳四年）二月十八日付了俊書状（表2-4）の傍線部によれば、大隅・

薩摩の経営を申し付けられた「各和」と、肝付兼家とともに今川弾正少弼の日向下向の準備に当たった冬山主（慈冬）は明らかに別人である。「各和慈冬」もまた存在しなかったのである。

第二章 各和——今川宮内大輔と伊予守貞継

従来の研究で慈冬と各和が同一人物とされてきた根拠は、薩摩の国人渋谷重頼の安堵に関する一連の史料であると思われる。これらの史料は至徳二年（一三八五）八月十日、「各和」の推挙を受けた了俊が本領安堵を京都に取り次いだ際のものであるが、その前日に当たる八月九日、慈冬は重頼に対し、「御申事」について「連々（了俊へ）申候て、京都へ委細の御吹挙めい／＼に調進候、探題よりの御書とりそへて進之候」と書き送っている（表1・9）。ここから先行研究では渋谷氏の本領安堵を了俊に取り次いだ「各和」と慈冬を同一人物とみなしているようである。

この推論は一見妥当なものであるが、「入来院文書」のなかには「宮内大輔三雄」の発給にかかる、渋谷重頼の本領安堵・当知行安堵に関する挙状も存在する（表3・6・8）。宮内大輔三雄はこの直前、渋谷重頼とともに相良前頼離反後の難局に対処し、二月四日付の重頼軍忠状に証判を加えている（表3・5）。宮内大輔三雄もまた、重頼の本領安堵を取り次いだ「各和」の有力な候補者ではないだろうか。

宮内大輔は初名を三雄といい、確実な史料からは至徳三年（一三八六）五月までに守政に改名し（表3・11）、さらに嘉慶元年（一三八七）十一月までに和元を称している（表3・16・17）。以下、煩瑣になるので宮内大輔と表記する。関係史料を整理した【表3】によれば、宮内大輔は至徳元年（一三八四）から嘉慶二年（一三八八）にかけて、薩摩を中心とする南九州三ヶ国において軍事・国人統率に関わる文書を発給し

ていることがわかる。

一方、各和に言及した史料を整理したのが【表4】である。各和の名前は至徳二年から明徳二年（一三九一）にかけて渋谷（薩摩）・祢寝（大隅）・土持（日向）宛の了俊書状に見え、（至徳四年）二月十八日付了俊書状（表4・8、表2・4と同史料）に「大隅・薩摩事ハはしめり各和ニ申付候」とあることから、この時点で薩隅二ヶ国を管掌していることがわかる。【表3】【表4】を比較するだけでも今川宮内大輔と各和の活動内容・時期が重なっていることが読み取れると思うが、次の考察からも今川宮内大輔こそ「各和」その人と考えられる。

第一に両者の指揮範囲の一致である。至徳元年閏九月の「犬追物手組」（表3・2）には、宮内大輔を筆頭として島津・渋谷・牛屎（薩摩北部）、相良・佐敷（肥後南部）、長島・上津浦・志岐（同天草郡）、伊東（日向東部）が名を連ねている。これらの諸氏は肥後八代の征西府攻略を目指す宮内大輔の指揮下にあったと考えられるが、それから二年後の了俊書状（表4・6）には次のようである。

鳴津事、凶徒勿論候間、於今者退治事々可有沙汰候（中略）此時一陣いそき／＼めし出され候て、薩州并玖摩郡・芦北郡等の御方人々の力をも合され候へく候、此ために大将各和、去月廿七日又令渡海候了、如此時分、殊更其方の御勢仕候ハ、（島津氏久）玄久が勢仕事煩あるへからず候、

本史料によれば、各和の指揮範囲は薩摩および肥後南部（球磨郡・芦北郡）にまたがっている。「犬追物手組」と比べると、日向・肥後天草郡への言及がないが、前者は島津氏を背後から脅かすよう指示されており、各和の直接の指揮を受ける状況にはない。後者については、ここでいう「渡海」は肥後天草からの（あるいは天草への）移動を指すので、天草郡も各和の指揮範囲に含めて考えることができよう。宮内大輔と各

表 3 今川宮内大輔関係史料

	年	月日	文書名	宛所	概要	所収	刊本
1	(至徳元年カ)	7月25日	三雄書状	土持但馬守殿	八代出陣を催促	伊東文書	5914
2	至徳元年	閏9月23日	犬追物手組	—	宮内大輔と南九州国人が参加	志岐文書	5843
3	(至徳元年)	12月25日	三雄拳状	周防右京亮殿	島津伊久の訴訟を推挙	島津家文書	5947
4	(至徳2年)	正月13日	三雄書状	祢寝右馬助殿	島津・相良両氏の離反を報じる	祢寝文書	5872
5	至徳2年	2月4日	渋谷重頼軍忠状	—	(証判)	入来院文書	5879
6	(至徳2年)	2月7日	三雄拳状	周防右京亮殿	渋谷重頼の本領安堵を推挙	入来院文書	5881
7	(至徳2年)	2月9日	三雄書状	祢寝右馬助殿	天草への撤退を報じる	祢寝文書	5884
8	(至徳2年)	4月21日	三雄拳状	周防右京亮殿	渋谷重頼の当知行安堵を推挙	入来院文書	5904
9	(至徳2年)	4月28日	三雄書状	祢寝右馬佐殿	水俣城を攻略し和泉に到着	祢寝文書	5905
10	(至徳3年)	正月29日	守政書状	祢寝右馬佐殿	島津は依然御方を称す	祢寝文書	5876
11	至徳3年	5月22日	守政奉書	渋谷左馬佐殿	伊集院大隅入道跡を安堵	入来院文書	5975
12	(至徳3年)	5月23日	守政書状	左馬佐殿	前山・桜崎両城の攻略を報じる	入来院文書	5976
13	至徳4年	閏5月4日	宮内大輔書下	延時筑前守殿	薩摩郡内延時名等を安堵	延時文書	6010
14	嘉慶元年	9月5日	管領斯波義將奉書	祢寝殿	今川宮内大輔への従軍を命じる	祢寝文書	6025
15	(嘉慶元年)	11月24日	和元書状*	祢寝殿	9月5日付管領奉書の伝達	祢寝文書	6735
16	嘉慶元年	11月28日	和元一字書出	渋谷三郎殿	和字を授与	入来院文書	6035
17	嘉慶元年	11月28日	和元一字書出	渋谷次郎殿	元字を授与	入来院文書	6036
18	嘉慶2年	4月26日	管領斯波義將奉書	渋谷清敷殿**	宮内大輔和元への従軍を命じる	入来院文書	6053

*『南北朝遺文 九州編』の差出人「明真」は誤読

**『南北朝遺文 九州編』の宛名「鹿屋周防介殿」は誤植

表 4 各和関係史料

	年	月日	文書名	宛所	概要	所収	刊本
1	(至徳2年)	8月10日	了俊書状	各和殿	渋谷重頼の本領安堵	入来院文書	5923
2	(至徳2年)	8月10日	了俊書状	渋谷五郎殿	各和の申請により安堵を推挙	入来院文書	5925
3	(至徳3年)	正月6日	了俊書状	清敷殿	各和への同心・談合を求める	入来院文書	5950
4	(至徳3年)	正月6日	了俊書状	渋谷一族御中	同上	入来院文書	5951
5	(至徳3年)	5月13日	了俊書状	渋谷薩摩守殿	各和の扶持を求める	入来院文書	5973
6	(至徳3年)	10月5日	了俊書状	土持大塚殿	各和が天草へ／から渡海	伊東文書	5346
7	(至徳3年)	10月29日	了俊書状	渋谷左馬助殿	各和を遣わしたのはただ御一家のため	入来院文書	5992
8	(至徳4年)	2月18日	了俊書状	祢寝右馬助殿	大隅・薩摩は各和に申し付ける	祢寝文書	7124
9	(明德2年)	4月13日	了俊書状	渋谷清敷殿	毎事各和に申し遣わす	入来院文書	6437
10	不明	12月15日	了俊書状	祢寝右馬助殿	島津現形の際は各和を遣わす*	祢寝文書	6781

*『南北朝遺文 九州編』の「兵船」「兵箭」は「各和」の誤読

和の指揮範囲の一致は、両者が同一人物であることを示唆している。

第二に洪谷氏との関係である。【表3】からは洪谷氏と宮内大輔との、偏諱授与（16・17）を含む密接な関係が読み取れるが、【表4】に収めた各和に関する了俊書状は洪谷氏に各和への協力を求めた史料が多くを占めており、両者を同一人物とする根拠となる。

第三に了俊との親子関係である。宮内大輔が了俊の子であることは、宮内大輔自身が「両嶋津間事、二見以下凶徒と同候処、以猶御方之由京都申候、國中も申沙汰候なる間、老夫もして退治申へき候由申候」（表3・10）と、了俊を「老父」と表現していることから知られるが、他方で了俊は島津伊久の処遇について記した書状（表4・2）のなかで次のように述べている。

薩州事、伊久振舞二よりて今月・来月中ニ可致沙汰候、連々各和ニ御談合候へく候、（中略）たとひ伊久不儀候ハすとも、我々か子共うちころし候ハんと仕候時ハ、一度ハ御合力ニも可預候ニと恨入て候へとも

ここで伊久の攻撃対象とされている「我々が子共」は、文脈からいて冒頭の「各和」が念頭にあると考えられる。了俊を「老父」と呼ぶ宮内大輔と、了俊が「我々が子共」と呼ぶ各和は同一人物と見るのが自然であろう。

以上、各和は了俊の子宮内大輔（三雄・守政・和元）を指すことを論じてきたが、今川貞継との関係はどうだろうか。

今川貞継は了俊の次男である。父の官途伊予守を継承し、応永六年（一三九九）の応永の乱の際には、降伏した父に代わって上洛していることから、ある時期以降、了俊の後継者に擬されたと考えられる¹⁷。

貞継に関する史料を整理した【表5】にもとづき、まず両者の活動期間を押さえておこう。宮内大輔の終見は嘉慶二年（一三八八）の管領奉

書（表3・18）であるのに対し、貞継の初見は年次が確実な史料では（明徳三年、一三九二）六月五日付了俊書状（表5・2）、確実ではないがそれを遡りうる史料としては康応元年（一三八九）前後と思しき貞継挙状（表5・1）がある。表5・1・2のいずれを取るにしても、宮内大輔と貞継の活動期間は重複しない。

次に活動内容を見ていきたい。【表5】から読み取れる通り、貞継は宮内大輔と同様、薩摩北部を拠点に活動している。次の史料は、明徳三年、了俊が反島津氏の国人一揆（南九州国人一揆）を組織しようとした際の書状の一節である（表5・2）。

此御一揆事ハ、中々両嶋津等ふるまひもよく成候ぬと存候間、かたく二付て可然候、此事ハ京都ニも申入へく候間、ハ、かり存ましく候、仍大隅・薩摩人々の中にも、此よしを状を一通つかハし候（中略）

一、天草郡人々一揆事ハ、今ハ無益存候、とても伊与守同道にて候間、中々に他国の人々ニ仰候ハん事無益候、

後半部分に貞継の同道について記されていることから、本書状は貞継指揮下の国人について記したものと考えられる。そのうえで注目したいのは一揆の範囲として薩摩・大隅・肥後天草郡が想定されている点である。貞継と各和（宮内大輔）はともに薩摩・大隅を管轄しており、この一致は両者が同一人物であることを示唆するように思われる。

宮内大輔と貞継の花押は異なり、また貞継をはつきり「各和」と呼んだ史料も確認できていないもの²⁰、右に挙げた点を総合的に考えると、宮内大輔と貞継は同一人物と見るのが合理的である²¹。宮内大輔は一三九〇年前後に嫡子に擬され、父の官途伊予守を襲うとともに、名前と花押を改めたと考えられるのではないだろうか（了俊は貞世の後継者だから「貞継」なのだろう）。

表5 今川貞継関係史料

	年	月日	文書名	宛所	概要	所収	刊本
1	(康応元年頃)	4月29日	貞継拳状	中田殿	渋谷摂津守の本領安堵を推挙	岡元文書	6459
2	(明德3年)	6月5日	了俊書状	渋谷人々御中 和泉人々御中	貞継が一揆に同道	入来院文書	6497
3	明德5年	4月9日	貞継書下	楠橋対馬守殿 設楽駿河守殿	山門院内の土地の沙汰付を命ずる	山門文書	6307
4	明德5年	6月25日	祇答院旧記	—	感応寺を祇答院大願寺に寄進	—	*

*山口隼正『南北朝期九州守護の研究』538頁に翻刻

表6 今川直忠（弾正少弼）関係史料（至徳年間以降）

	年	月日	文書名	宛所	概要	所収	刊本
1	(至徳3年カ)	10月8日	野辺盛久書状	祇寝殿	山東大将霜台が近日下向	祇寝文書	5349
2	(至徳4年)	2月18日	了俊書状	祇寝右馬助殿	日向は弾正少弼に申し付ける	祇寝文書	7124
3	(至徳4年)	閏5月10日	某書状写	土持大塚殿	大将の到着を報じる	伊東文書	6012
4	(至徳4年)	6月21日	直忠書状	大塚殿	宮崎到着を報じる	伊東文書	6516
5	(至徳4年)	6月21日	直忠書状	土持大塚殿	土持氏の出陣を賞す	伊東文書	6517
6	至徳4年	—	今川某十三年忌 拈香	—	日向大光寺で今川霜台が供養	大光寺文書	注31参照
7	(明德元年カ)	10月10日	直忠書状	大塚殿	探題薩州下向のこと	伊東文書	6684
8	(応永2年)	8月3日	足利義満御内書	今川越後守殿	日向国人の成敗を命じる	祇寝文書	祇寝419
9	(応永2年)	8月3日	足利義満御内書	日向国人中	今川越後守への従軍を命じる	祇寝文書	祇寝420
10	(応永2年)	9月15日	安楽清綱書状	祇寝殿	山東国人が大将の推戴を誓約	祇寝文書	祇寝311
11	不明	正月25日	直忠書状	渋谷左馬助殿	相良前頼・島津元久との合戦	入来院文書	入来152

*刊本欄の「祇寝」は『鹿児島県史料旧記雑録拾遺家わけ一』、「入来」は『入来文書』を指す。

ところで筆者は以前、右の引用部分を参照しつつ、明德三年の南九州国人一揆の規模が従来の肥後・薩摩・大隅・日向の四か国の国人から薩摩・大隅の二か国に縮小していると論じたが、本書が今川貞継の指揮範囲に関わる史料であるとする、筆者の見解は修正が必要になってくる。というのも、前に引用した了俊書状には「大隅・薩摩事ハはしめより各和二申付候間、日州の事ハ弾正少弼二申付候了」とあり、この頃貞継の指揮範囲は薩隅二か国に限られていたからである。貞継の指揮権が分割された事情を考える前提として、まず次章で弾正少弼の出自と下向の時期を検討しておく。

第三章 今川弾正少弼

今川弾正少弼は了俊の九州下向後ほどなくして活動が見える人物で、応安六年（一三七三）に肥前、翌七年に豊前の合戦に従事している。同八年には豊前国篠崎壯地頭職の沙汰付命令を受けており、その二年後の史料では「守護霜台」と記されている。日向下向以後の弾正少弼に関わる史料を【表6】に整理した。

弾正少弼の実名を直接記した史料は管見の限り現存しない。先行研究・史料集では了俊の弟氏兼（今川蒲原氏）に比定されるがこれは誤りで、大塚勲氏が正しく比定する通り、氏兼の子直忠に比定すべきである。⁽²⁴⁾ 氏兼は貞治二年（一二六三）に弾正少弼であることが確認されるが、翌年には越後守に遷っている。⁽²⁶⁾ 了俊の探題任命の時点で氏兼は越後守であるので、弾正少弼は氏兼ではありえない。⁽²⁷⁾

彈正少弼が直忠であることを確認したところで、日向との関わりを検討したい。次の史料はこれまでも度々引用してきた二月十八日付了俊書状（表6-2、表2-4・表4-8と同史料）の全文である。

嶋津輩退治事、京都御教書并御自筆御内書以下成下候了、正文をハ先立て各和方につかハし候し、定て申候哉、薩州人々不殘此御教書以後これより一勢遣候ハ、即時に可參之由堅被捧請文候之間、今月当手物共不殘薩州ニ差遣候了、その上阿多城事不便候間、いかにもし候て為合力候、就其者、日向事、伊東・土持一同二大友守護人の事を不用申候ほとに、大将ハかりにて日向事ひしくと此人々不馳付候ほとに、守護職事此人々望申候ニ付て、大友ニ申談候へハ、為天下候とて上表申されて候間、今ハ愚身か分国に定候了、大隅・薩摩事ハはしめより各和ニ申付候間、日州の事ハ彈正少弼ニ申付候了、近日可入部候也、此仁国に下着候者、急々可有御現形候、此とし月の御無念定て此時可散候乎、日出候、そのために肝付出羽守并冬山主をまつつかハし候、これハ面々まつ御用意のためにて候、とても今月中ニ大将可罷下候間、毎事其時御さた候へく候、尚々御本意可被達候間、自他悦喜只此事候、恐々謹言、

二月十八日 了俊（花押）

祢寝右馬助殿

本史料は、伊東・土持ら日向国人が守護大友親世に従わず、大将各和（今川貞継）による動員も芳しくないこと、そして国人たちが守護職を所望していることなどを理由に、親世が守護職を上表し、了俊の分国にしたりえで彈正少弼に申し付けた、と報じたものである。

佐藤進一氏は日向守護の在職者を考証するなかで本史料を検討し、冒頭の鳥津氏討伐を嘉慶元年（一三八七）の討伐令と関連づけて、本史料を翌二年に比定した⁽²⁸⁾。筆者も佐藤氏の年次比定を踏襲したことがあ

るが、その後、閏月から至徳四年（一三八七）に比定される日向土持氏宛某書状（表6-3）に「大将御下着候て」とあるのは直忠の日向に關わる記述と判断するに至った⁽³⁰⁾。山口隼正氏が紹介した『今川某十三年忌拈香』⁽³¹⁾は、今川霜台（直忠）が至徳四年に日向大光寺で「御□父」の十三年忌法要を修した際のもので、至徳四年時点で直忠が日向に滞在していたことの傍証となる。したがって、直忠の派遣を告げる本史料は至徳四年に比定できよう。

直忠の日向を報じる（至徳三年カ）十月八日野辺盛久書状（表6-1）は、直忠の立場を「山東大将」と記している。山東とは日向国を鰐塚山系で東西に二分した際の東側を指す地名である（山西については後述）。直忠の活動を伝える史料は必ずしも多くないが、応永二年の了俊探題解任時も直忠は日向に留まるよう足利義満から命じられている（表6-8）。同年九月に山東国人が「連署誓文」して支援を約束したという「大将」は直忠であろう（表6-10）。

第四章 至徳年間の南九州情勢と経営体制

これまで本稿では慈冬・各和・彈正少弼の三人の出自について検討してきたが、その結果として浮かび上がってくるのは至徳年間に生じた南九州経営体制の変化である。すなわち、至徳元年（一三八四）頃に今川貞継が登場し、至徳四年（一三八七）になると新たに日向山東に今川直忠が配置される、というものである。至徳年間の南九州情勢については、相対的に残存史料が少なくなることと、本稿で検討してきた人名比定の混乱などもあって検討が不十分である。本稿の最後に至徳年間以降の南九州情勢について素描を試みたい。

まず前提となる至徳年間以前の南九州経営体制について確認しておく。永和元年（一三七五）、少弐冬資の謀殺（水島の変）をきっかけに

鳥津氏が離反すると、翌二年に今川満範（今川新野氏）が三ヶ国大将として南九州に遣わされた。満範は「又我々かため、まさしく又いとこにて御わたり候そかし、我々よりも先生にて御渡候」とある通り、了俊より年長の又従兄弟（親同士が従兄弟）である。⁽³²⁾

満範の南九州経営は困難を極め、満範は辞意を漏らすこともあったが、了俊率いる探題本隊が征西府に対する優位を確立したこともあり、永徳元年（一三八一）末に鳥津氏は帰参した。しかしその後も鳥津氏と探題方（＝反鳥津方）の国人の間で私戦が繰り返され、肥後八代の征西府攻撃は遅々として進展しなかった。

今川貞継が登場する至徳元年になると状況に変化が見られる。貞継が肥薩隅日四ヶ国の武士とともに犬追物を催した閏九月、鳥津伊久の息子が八代攻撃に加わっており、これをうけて貞継は同年末に伊久の訴訟を了俊に推挙している（表3-3）。満範との分掌関係に不明な点は残るものの、⁽³⁴⁾（至徳元年）七月二十五日設楽昌賢書状は宮内大輔を「大将」と呼んでいることから、宮内大輔はてこ入れも兼ねて高齢の満範に代わり三ヶ国大将になったのだろう。

鳥津氏の参陣を「九州大慶」「天下静謐⁽³⁶⁾」と手放しで称賛した探題勢であったが、まもなく鳥津氏は相良前頼とともに八代の陣を離脱し、混乱に陥った探題軍は翌至徳二年正月に撤退を余儀なくされた。しかし宮内大輔が「雖然嶋津商人代官ハ宮方代官にハ不対面候」（表3-4）と報じたように、鳥津氏は宮方としての旗幟を鮮明にしたわけではなかったらしい。「守政」の署名から至徳三年に比定される正月二十九日付書状（表3-10）には「両嶋津間事、二見以下凶徒与同候処、以猶御方之由京都申候」とあることから、この曖昧な状況は翌年まで続いたことがわかる。

鳥津氏の去就を確かめるべく行われたのが幕府上使の派遣である。

（至徳三年）十月二十九日付了俊書状（表4-7）に「嶋津事、公方御使一見候上ハ急々可退治候」とあり、これ以前に幕府上使が遣わされ、鳥津氏討伐が決定したことがわかる。この時の公方御使については、今川直忠日向下向の記述からおそらく至徳三年に比定しうる十月八日付野辺盛久書状（表6-1）に「自京都朝山、鳥津殿へ御使に下向」と見えることから、その後も上使としての活動が知られる朝山師綱（梵灯庵）の可能性が高い。⁽³⁷⁾

至徳三年末に鳥津氏の討伐が決定されると、翌年には今川直忠が日向山東の大将として下向する。直忠の起用は（至徳四年）二月十八日付了俊書状（表6-2）が「大将ハかりにて日向事ひしくと此人々不馳付候」と述べるように、薩摩北部を拠点とする貞継一人では、戦意の低さがしばしば非難される山東国人の動員が進まなかったからであろう。かくして本了俊書状のいう「大隅・薩摩事ハはしめより各和ニ申付候間、日州の事ハ彈正少弼ニ申付候了」という南九州経営体制が成立するのである。

その後の南九州情勢についても触れておきたい。薩摩では征西府攻略の進展にともない明徳元年に総州家鳥津伊久の帰参が実現しているが、奥州家鳥津元久の勢力圏である大隅・日向については、鳥津氏が有利に戦いを進めたいらしい。嘉慶元年（一三八七）の称寝氏宛宮内大輔書状（表3-15）には「早々可有御現形候哉、然者先御請可被申候、若猶上下御不参候者、將軍家先忠可成無候哉」とあり、国人の動員が捗々しくない様子がかがわれる。その翌年、元久は日向山西の三侯院の土地を給付し、相良前頼も三侯院の探題方国人和田・高木両氏の討伐を征西府から賞されている。元久・前頼による「当方（山東）」攻撃について記した正月二十五日付直忠書状（表6-11）はこの頃のものである。こうした状況をうけてか、明徳二年（一三九一）以前に了俊の子貞兼（今川

尾崎氏）が新たに山西に入り、後には大隅一国も管轄している⁽⁴⁰⁾。結局、元久の帰参は征西府降伏後の明德二年を待たなければならなかった。

以上のように、今川満範を三ヶ国大将とする今川了俊の南九州経営体制は、至徳年間以降変化を生じ、最終的には薩摩・貞継、日向山東・直忠、大隅・日向山西・貞兼という三人体制へと移行した。きめ細やかな経営体制に移行しているともいえるが、対島津氏戦の泥沼化・国人の出陣忌避と表裏の現象であり、南九州経営が順調に進展したとは必ずしも評価できない。結局了俊の南九州経営は数年後に破綻をきたし、了俊は九州を去ることになる⁽⁴¹⁾。

おわりに

本稿では今川了俊の南九州経営代官のうち、慈冬・各和・弾正少弼の三者の出自・活動を検討してきた。推測を交えた点も少なくないが、考察の結果を次のように整理しておきたい。

- ①「慈冬」は冬庵主とも称された、「法眷」を有する僧侶と考えられる。慈冬は使僧として各地の武家と交渉したほか、康暦・永徳年間の島津氏攻撃を主導し、水軍の動員にも関与した。
- ②「各和」は了俊の子宮内大輔（三雄↓守政↓和元）で、後の伊予守貞継と同一人物と考えられる。各和は至徳元年（一三八四）以降、今川満範に代わり肥後南部を含む南九州三ヶ国の大將として活動した。
- ③「弾正少弼」は了俊の甥今川直忠である。至徳三年（一三八六）末、島津氏の討伐が幕府上使の実検を経て決定されると、直忠は貞継から日向の指揮権を分割され、同地に下向した。後に探題方の劣勢をうけて、日向山西には了俊の子貞兼が下向し、ついで大隅国を併管した。

些細な考証と事実の確認に終始したが、従来検討が不足していた至徳年間の南九州情勢についても若干の知見を付け加えることができたと思われる。以上の検討結果も踏まえて、了俊の南九州経営の推移・特質を改めて論じていくことが課題となるが、すべて後日を期したい。

注

- (1) 川添昭二『今川了俊』（吉川弘文館、一九八八年、原著一九六四年）三頁。
- (2) 谷口雄太「名和慈冬」は存在したか（日本史料研究会編『日本史のまめまめしい知識』第一巻、岩田書院、二〇一六年）。
- (3) 川添昭二前掲注（1）書二二八～二二九頁。
- (4) 拙稿「今川了俊の探題解任と九州情勢」（『史学雑誌』一二五編一二号、二〇一六年）。
- (5) 南九州経営代官に関する考察としては、川添昭二「南九州経営における九州探題今川了俊の代官」（『旧記雑録月報』一〇号、一九八八年）、山口隼正「南北朝期九州守護の研究」（文献出版、一九八八年）。
- (6) 谷口前掲注（2）論文二〇～二二頁。
- (7) 当該期の軍事情勢については、新名一仁「康暦・永徳期の南九州情勢」（『室町期島津氏領国の政治構造』戎光祥出版、二〇一五年、初出二〇〇四年）参照。
- (8) 上田純一氏は慈冬について「禅の薫修も受けていたらしい」と指摘するが（『九州南部への禅宗の展開』『九州中世禅宗史の研究』文献出版、二〇〇〇年、三四〇頁）、僧侶である可能性は考慮されていない。
- (9) 「大隅祿寝文書」（『南北朝遺文 九州編』五四二二二号）。以下、『南北朝遺文 九州編』を出典とする場合は番号のみ記す。
- (10) ただし慈冬は（永徳元年）六月二日付了俊書状の後も志布志・都城攻撃に従事している（表1参照）。（同年）七月二十五日付慈冬書状（表1-18）によれば、大内兄弟の和睦は短期間のうちに破れているので、慈冬の派遣計画は中国情勢の変化をうけて立ち消えになったものと理解

しておきたい。

- (11) 藤庵宗久（久庵主）については、稲田利徳「宗久論」（『岡山大学教育学部研究集録』九九号、一九九五年）参照。なお、稲田氏は「冬庵主」が「久庵主」の誤字・誤読である可能性を指摘しているが（九頁）、写真帳等により別字であることを確認した。

- (12) 川添氏は慈冬が「了俊及びその子弟に対して丁重な表現をしている」と指摘しているが（前掲注（5）論文七頁）、慈冬が了俊の家臣にすぎないとすれば理解しやすい。また、慈冬は戦鬪の指揮にも関わっているようであるが、慈冬書状には「大将」への言及がしばしば見えるため、彼自身が大将の地位にあったわけではない。

- (13) 「薩摩入来院文書」（五九二三～五九二六号）。

- (14) 三雄・守政・和元の三者が花押の形状から同一人物と判断されることは、『花押かがみ八 南北朝四』四三三二号参照。

- (15) 『南北朝遺文 九州編』は永和二年カとするが、各和の活動時期および島津氏討伐決定の時期（第四章参照）から至徳三年に比定できる。

- (16) 本章冒頭で言及した（至徳二年）八月九日付慈冬書状についていえば、慈冬は渋谷重頼の安堵を推挙した「各和」その人ではなく、了俊・各和・渋谷重頼の間の連絡役という位置づけになろう。

- (17) 今川貞継については、山口隼正前掲注（5）書五三六～五三九頁、拙稿「京都召還後の今川了俊」（『日本歴史』八三六号、二〇一八年）参照。

- (18) 本史料の年次比定・解釈については、百瀬顕永「明德三年南九州国人一揆契状と今川了俊」（『史学研究集録』四九号、二〇二五年）参照。なお百瀬氏は、筆者が本史料を用いて了俊と一揆の緊張関係を論じたこと（前掲注（4）拙稿七頁）を批判し、明德三年南九州国人一揆は了俊の関与のもとに組織が進められたことを指摘している。この点については百瀬氏の解釈に従いたい。

- (19) 天草が検討の末に除外されているのは、同郡がこの頃大友親世の奉行（知行）に移行し、貞継の管轄から外れていたためと推測される。大友氏の天草郡知行については、山口隼正前掲注（5）書三四〇～三四一頁参照。

- (20) 四月十三日付了俊書状（表4-9）は渋谷氏に対して「毎事各和方に申遣候」と記している。「入来院文書」には明德二年（一三九一）四月十三日付了俊預ケ状が存在し（六一八〇号）、これは了俊書状の冒頭に「御申候事、した、め進之候、日出候」とあるのを指すと考えられるので、本書状は明德二年に比定できる。このように比定すると、明德二年四月の「各和」と翌年六月の伊予守貞継が同一人物である可能性は高まるのではないだろうか。

- (21) 大塚勲氏も宮内大輔と貞継を同一人物と見なしている（『室町期の今川氏一族』『今川氏と遠江・駿河の中世』岩田書院、二〇〇八年、三四頁）。具体的な根拠は挙げられていないが、おそらく『土佐国靈簡集残篇』（国立公文書館所蔵内閣文庫本）七所収「今川系図」の「伊与守、宮内少輔、始貞元」という注記によるものと思われる。

- (22) 前掲注（4）拙稿七頁。

- (23) 「京都大学文学部所蔵古文書集八」（五一九〇号）、「豊前成恒文書」（五四四〇号）。

- (24) 大塚勲前掲注（21）論文三四～三五頁。

- (25) 「六波羅蜜寺文書」（『大日本史料』六編之二十五、貞治二年三月是月第二条、三六頁）。

- (26) 「関西学院大学図書館所蔵文書」（『静岡県史資料編中世二』六九八号）。

- (27) 「鹿苑院殿巖島詣記」に「今川越後入道は是より罷り申して、徒路より筑紫には下りしかば」云々とあり（『中世日記紀行文学全評釈集成』六巻、六八～六九頁）、氏兼が九州経営に関わっていたこと自体は確かである。

- (28) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究 下巻』（東京大学出版会、一九八八年）二八七～二八八頁。

- (29) 拙稿「中世後期における出雲朝山氏の動向とその役割」（『日本歴史』八三三号、二〇一六年）注23。

- (30) 「南北朝遺文 九州編」は「大将」を宮内大輔三雄に比定しているが、日向に関する書状なので直忠とすべきである。なお、宮崎到着を告げた六月二十一日付直忠書状（表6-4）も至徳四年のものだろう。

- (31) 本所架蔵写真帳「大光寺文書」四（請求記号六一七一・九六一一七一四）。山口前掲注（5）書三九七頁参照。
- (32) 「大隅祢寝文書」（五四五六号）。川添昭二氏は了俊の子としており（川添昭二前掲注（1）書一三三二頁）、この理解が流布しているが、川添氏は一九八八年の前掲注（5）論文では、『征西將軍宮』（藤田明氏の著書——引用者注）（四三三―四頁）は了俊の末子とするけれども、拠る所を知らない」（一頁）と見解を改めている。
- (33) 「島津家文書」（五八四二号）。
- (34) 貞継の登場後も満範の活動が確認できる。筆者が現時点で確認している範囲では、満範の終見は「定兵部大輔可申候」と記す（至徳三年）十月五日付了俊書状である（表4―6）。本書状で了俊が「大将各和」と書いているのは満範と区別する必要があったからであろう。
- (35) 「日向土持文書」（六五五九号）。本史料は表3―1の副状である。
- (36) 前掲注（33）。
- (37) 「大隅祢寝文書」（五八七六号）。朝山師綱については前掲注（29）拙稿参照。
- (38) 山東国人の動向については、新名一仁「南北朝期の日向国山東国人」（『宮崎市歴史資料館研究紀要』一号、二〇一〇年）参照。
- (39) 「大隅鹿屋文書」（六〇六五号）、「肥後相良家文書」（六〇七一号）。
- (40) 「島根県立古代出雲歴史博物館所蔵文書」（『思文閣古書目録』一七八号に写真掲載）、「祢寝文書」（『鹿児島県史料旧記雑録拾遺家わけ』三〇九号）。「老岐加賀守年代覚書」（島津家本）の記す嘉慶二年（一三八八）八月下向説は直忠の日向下向の時期とも近く、案外事実に近いのかもしれない。
- (41) 明徳年間以降の南九州情勢については、前掲注（4）拙稿参照。

【付記】 本稿は科学研究費補助金（課題番号：23K12273・24K00113）の研究成果の一部である。